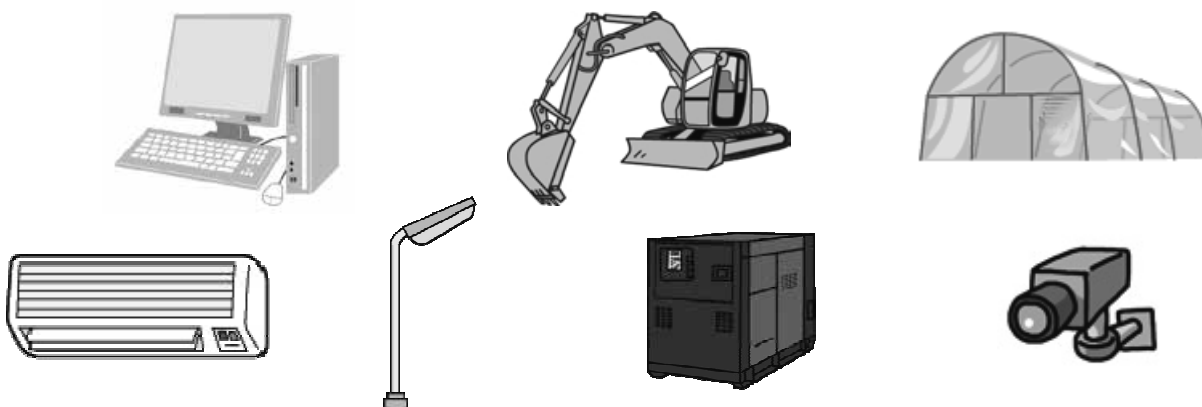


令和6年度 固定資産税

償却資産

申告の手引き



償却資産申告書の提出期限は **令和6年1月31日（水）** です。

※期限間近は窓口が大変混み合いますので、1月24日（水）頃までの提出にご協力ください。

- ⚠ **マイナンバー制度**の導入に伴い、申告書提出の際に本人確認・個人番号確認を行いますので、確認のできる書類のご用意をお願いいたします。詳しくはP.10～11をご覧ください。
- ⚠ 申告書は、同じ内容のものを「提出用」と「控え用」として2部お送りしています。提出先に2部ともお持ちいただき、受付印押印後1部はご返却いたしますので、控えとして保管してください。
- ⚠ 「前年中に資産の増加、又は減少がない」、「該当する資産がない」場合や、「廃業・解散・休業」等の場合でも、申告書の備考欄にその旨を記入して申告してください。
- ⚠ 申告書を郵送でご提出される方で、受付印を押印した控えの返送を希望される場合は、切手を貼付し、返送先を明記した返信用封筒を必ず同封してください。

申告書の提出・問い合わせ先



新発田市役所 税務課 固定資産税家屋係

〒957-8686

新発田市中央町3丁目3番3号

ヨリネスしばた（市役所3階）

TEL 0254-22-3030(代)

※申告は、豊浦・紫雲寺・加治川の各支所窓口でもできます。

郵送でご提出される場合は、下の部分を切り取り、封筒に貼り付けてご利用ください。
(別途切手が必要になります。)

キリトリ線<

〒957-8686

新潟県新発田市

中央町3丁目3番3号

新発田市役所 税務課

固定資産税家屋係 行

平素から市税につきましては、ご協力賜り厚く御礼申し上げます。

土地や家屋のほかに償却資産（事業用資産）についても固定資産税の課税対象となります。償却資産を所有されている方は、毎年1月1日（賦課期日）現在の償却資産の所有状況を申告していただくことになっています（地方税法第383条「固定資産の申告」）。

つきましては、申告書等の必要な書類を送付いたしますので、この手引きをご参照いただき申告書等を作成のうえ、期限までに提出していただきますようお願いいたします。

目 次

I 償却資産のあらまし

1	償却資産とは	3
2	業種別の主な償却資産	3
3	申告の対象になる資産	4
4	申告の対象にならない資産	4
5	割賦販売、リース資産（借用資産）について	6
6	国税との主な違い	6
7	資産種類ごとの主な償却資産	7
8	「家屋」と「償却資産」の区分	7
9	償却資産の課税対象となる車両	9

II 償却資産の申告について

1	償却資産を申告していただく方	10
2	提出先及び提出期間	10
3	不申告、虚偽の申告をされた場合	11
4	実地調査のお願い	11
5	課税標準の特例	12
6	非課税	12
7	減免措置	12
8	償却資産の評価方法	13
9	税額	13
10	耐用年数表	14

III 償却資産の申告書の書き方

1	前年度までに申告されている方（自社電算システムでの申告を除く）	15
2	初めて申告される方	15
3	自社電算システムで申告される方	15
4	電子申告【eLTAX（エルタックス）】で申告される方	15
5	償却資産申告書 記載例	16
6	種類別明細書（増加資産用）記載例	17
7	種類別明細書 記載例	18

IV 償却資産 よくある質問

I 償却資産のあらまし

1. 償却資産とは

固定資産税という償却資産とは、土地や家屋以外の事業のために使用する資産です。会社や個人で工場や商店などを経営している方や、駐車場やアパートなどを貸し付けている方が、事業のために用いている構築物・機械・工具・器具・備品等が対象となり、土地・家屋と同じように固定資産税の課税対象になります。

法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上では、その減価償却額又は減価償却費が損金又は必要経費に算入される資産です。

2. 業種別の主な償却資産

業 種	主な償却資産
共 通	駐車場舗装、消雪設備、井戸、消火設備、内部造作、簡易間仕切り、看板、ネオンサイン、テレビ、パソコン、コピー機、机、椅子、エアコン、応接セット、レジスター、金庫、ロッカー、キャビネット等
農 林 業	乾燥機、もみすり機、歩行型田植機、チェンソー、製材機、フォークリフト等
建 設 業	ショベルローダ、ブルドーザー、パワーショベル、大型特殊自動車、発電機等
製 造 業	旋盤、プレス、ボール盤、フライス盤、梱包機、測定・検査工具等
小 売 業	陳列ケース（冷凍・冷蔵機付きを含む）、自動販売機、日除け等
飲 食 業	カウンター、厨房設備、冷凍冷蔵庫、カラオケ機器等
ガソリンスタンド	洗車機、ガソリン計量器、独立キャノピー、防火壁、地下タンク、外灯、監視カメラシステム等
不 動 産 業	受変電設備、中央監視制御装置、門扉、塀、緑化施設等の外構工事、集合郵便受け等
洗 濯 業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、給排水設備、ビニール梱包設備等
理・美容業	理・美容椅子、洗髪設備、消毒殺菌設備、タオル蒸し器、パーマ器、湯沸かし器、サインポール等
駐 車 場 業	受変電設備、駐車装置（機械装置、ターンテーブル等）、駐車場料金自動計算装置等
旅 館 業	客室設備（ベッド、家具、テレビ等）、厨房設備、洗濯設備、音響設備、放送設備、家具調度品等
娯 楽 業	パチンコ台、ゲーム機、両替機、玉貸機、カラオケ設備、接客用家具、照明設備等
自 動 車 業 自 整 備 業	リフト、コンプレッサー、測定検査機器・工具等
医 療 業	自家発電設備、レントゲン装置、手術機器、調剤機器、歯科診療ユニット、ファイバースコープ等

3. 申告の対象になる資産

令和6年1月1日現在、事業の用に供することができる資産のうち、土地及び家屋以外の有形の固定資産で、所得税法又は法人税法の所得の計算上、減価償却の対象となる資産（土地及び家屋の意義は、地方税法第341条の規定によります。）

◎次のような資産も事業の用に供することができる状態であれば申告の対象となります。

- ア 建設仮勘定で経理されている資産
- イ 決算期以降に取得した資産で、固定資産勘定に未計上の資産
- ウ 簿外資産（会社の帳簿に記載されていない資産）
- エ 償却済資産（減価償却が終わった資産）
- オ 遊休資産（稼働を休止しているが、いつでも稼働できる状態にある資産）
- カ 未稼働資産（使用する予定があるが、未だ稼働していない資産）
- キ 大型特殊自動車（陸運局への登録の有無に関わらず、課税対象になります P.9 参照）
- ク リース資産で契約内容が割賦販売と同等である資産（P.6 参照）
- ケ 取得価額が30万円未満の資産で、租税特別措置法第28条の2又は第67条の5の規定を適用し、即時償却を行っている資産
- コ 耐用年数が1年を超えるもの、かつ取得価額が10万円以上（資産の取得時期によっては20万円以上）の資産（P.5 表1・表2 参照）

4. 申告の対象にならない資産

次のいずれかに該当する資産は、上記3に該当する場合であっても固定資産税の課税対象外となりますので、申告の必要はありません。

- ア 無形固定資産（ソフトウェア、特許権、営業権、電話加入権等）
- イ 自動車税・軽自動車税の課税対象となる車両（無登録のものも含みます。）（P.9 参照）
 - ※ 令和元年12月25日付け国土交通省告示第946号により償却資産として固定資産税の課税対象であった農耕作業用トラクターが、軽自動車税種別割の課税対象となりました。
- ウ 生物（ただし、観賞用・興行用のものは申告の対象です。）
- エ 非減価償却資産（書画、骨董等で希少価値を有し代替性のないもの）
- オ 繰延資産（創立費、開業費、開発費等）
- カ 平成20年4月1日以降に締結されたファイナンス・リース契約にかかるリース資産で、取得価額が20万円未満の資産（P.6 参照）
- キ 平成10年4月1日以後開始の事業年度に取得した償却資産のうち、次の①・②いずれかに該当するもの（P.5 表1・表2 参照）
 - ①耐用年数が1年未満又は取得価額が10万円未満の償却資産で、税務会計上固定資産として計上しない資産（一時に損金算入又は必要経費としている資産）
 - ②取得価額が20万円未満の償却資産で、税務会計上3年間で償却している資産

〈参考〉償却方法と取得価額による申告の要否について

(表1)

	取得時期	取得価額	国税の取り扱い	償却資産申告の要否
個人 の 場 合	平成元年3月31日までに取得した資産	10万円未満	必要経費	不要
		10万円以上	減価償却	要
	平成元年4月1日から 平成10年12月31日までに取得した 資産	20万円未満	必要経費	不要
		20万円以上	減価償却	要
	平成11年1月1日以降に取得した資産	10万円未満	必要経費(※1)	不要
		10万円以上 20万円未満	3年一括償却(※2)	不要
			減価償却	要
20万円以上	減価償却	要		

※1 所得税法施行令第138条 ※2 所得税法施行令第139条

(表2)

	取得時期	取得価額	国税の取り扱い	償却資産申告の要否
法 人 の 場 合	平成元年3月31日までに取得した資産	10万円未満	損金算入	不要
			減価償却	要
		10万円以上	減価償却	要
	平成10年3月31日以前に開始された 事業年度に取得した資産	20万円未満	損金算入	不要
			減価償却	要
		20万円以上	減価償却	要
	平成10年4月1日以後に開始された 事業年度に取得した資産	10万円未満	損金算入(※3)	不要
			3年一括償却(※4)	不要
			減価償却	要
		10万円以上 20万円未満	3年一括償却(※4)	不要
減価償却			要	
20万円以上	減価償却	要		

※3 法人税法施行令第133条 ※4 法人税法施行令第133条の2

【注意】少額の減価償却資産の取り扱い

地方税法第341条第4号及び地方税法施行令第49条の規定により、取得価額が10万円未満の資産のうち、一時に損金算入したもの(※1、3)と、取得価額20万円未満の資産のうち3年間で一括償却したもの(※2、4)は償却資産の申告の対象外となります。

なお国税においては、租税特別措置法の規定によって、中小企業者等が平成15年4月1日以降に取得した30万円未満の資産を一括で損金に算入できますが、当該資産については固定資産税の課税対象となりますので、申告をお願いいたします。

5. 割賦販売、リース資産（借用資産）について

ア 割賦販売により購入した資産（地方税法第342条第3項）

割賦販売については、所有権が売主に留保されている場合でも、原則として、買主が申告することになります。

イ リース資産

リース資産（ファイナンス・リース）については、通常、リース会社からの申告となり、ユーザー（使用者）は申告の必要はありません。

ただし、譲渡条件付リース等の所有権留保割賦販売に相当するものなど、ユーザーが申告する必要があるものもあるため、取り扱いが不明な場合は、契約書又はリース会社等へご確認ください。

※ 平成20年4月1日以降に締結されたリース資産のうち、法人税法第64条の2第1項又は所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産で、当該リース資産の所有者が当該リース資産を取得した際における取得価額が20万円未満の資産は、償却資産の申告の必要はありません。



6. 国税との主な違い

項目	固定資産税（償却資産）の取り扱い	国税の取り扱い
償却計算の期間	賦課期日制度（1月1日）	事業年度（決算期）
減価償却の方法	一般の資産は、 固定資産評価基準で定める定率法 （国税の取り扱い上の旧定率法）	一般資産は、 定率法・定額法の選択制度 （詳しくは、税務署にお問い合わせください）
前年中の新規取得資産	半年償却（1/2）	月割償却
圧縮記帳の制度	認められません	認められます
特別償却・割増償却	認められません	認められます
中小企業者等の少額資産の 損金算入の特例（租税特別措置法）	認められません	認められます
増加償却 （所得税法・法人税法）	認められます （税務署への届出書の写しを 添付してください）	認められます
評価額の最低限度	取得価額の5%	1円（備忘価額）
改良費 （資本的支出）	区分評価 （改良を加えられた資産と、改良費を分けて ご申告ください）	原則区分評価 （平成19年3月31日以前に取得 した資産については、合算評価です）

7. 資産種類ごとの主な償却資産

資産の種類		資産の名称
1	構 築 物	構内舗装（駐車場の舗装路面含む）、煙突、門、フェンス、庭園、広告塔、独立キャノピー、消雪設備、野立看板、側溝、簡易間仕切り、自転車置場、基礎のないプレハブ等
	建物附属設備	受変電設備、蓄電池電源設備、屋外給排水・ガス引込設備、可動間仕切り等
2	機 械 装 置	工作機械、木工機械、印刷製本機械、食品製造加工機械、モーター、プレス機、ボイラー、ミシン、コンベア、土木建設機械（標識の分類番号0、00～09及び000～099のもの）、その他各種産業用機械及び装置等
3	船 舶	商船、作業船、漁船、ボート、ヨット等
4	航 空 機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等
5	車 両 及 び 運 搬 具	大型特殊自動車、台車、構内運搬具等（ナンバープレートを取得しているものは、標識の分類番号が9、90～99、900～999のもの） ⚠️ 自動車税、軽自動車税の課税対象資産は該当しません。（P.9参照）
6	工 具 器 具 及 び 備 品	テレビ、パソコン、コピー機、机、エアコン、冷蔵庫、自動販売機、陳列ケース、ロッカー、応接セット、カラオケ、レジスター、金庫、ベッド、貸衣装、理美容器具、測定検査工具、取付工具等

8. 「家屋」と「償却資産」の区分

「家屋（建物）」とは屋根及び周壁等があり、土地に定着した建造物であって、居住、作業、貯蔵等の用途に供しうる状態にあるものをいいます。

家屋（建物）には、建築設備（電気設備、衛生設備、空調設備、運搬設備など）が含まれ、固定資産税においては、家屋と償却資産に区分して評価します。当該家屋が自己所有であるか借家であるかによって、その区分が異なります。

●償却資産として申告が必要なもの（具体例は次のページ）

①自己所有の家屋で事業をしている場合

特定の生産又は業務の用に供されるものや独立した機械・装置としての性格が強いもの、家屋と構造上一体でないもの。

②借家で事業をしている場合

賃借人（テナント）が取り付けた内装・造作及び建築設備（エアコン等を含む）等について全て。

〈家屋と償却資産の区分表〉

家屋（建物）に取り付けられた、電気設備などの建物附属設備については家屋と償却資産に区分して課税することになっており、主な区分は次のとおりです。

◎：申告が必要です。 ○：家屋のため申告不要です。

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	家屋と設備等の所有関係				
			同じ場合(自己所有)		異なる場合(借家)		
			家屋	償却資産	家屋	償却資産	
建築工事	内装・造作等	床・壁・天井仕上、店舗造作等工事一式	○			◎	
電気設備	受変電設備	設備一式		◎		◎	
	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備、無停電電源設備等		◎		◎	
	中央監視設備	設備一式		◎		◎	
	電灯コンセント設備、照明器具設備	屋外設備一式			◎		◎
		屋内設備一式	○				◎
	電力引込設備	引込工事		◎		◎	
	動力配線設備	特定の生産又は業務用設備			◎		◎
		上記以外の設備	○				◎
	電話設備	電話機、交換機等の機器			◎		◎
		配管・配線、端子盤等	○				◎
	LAN設備	設備一式			◎		◎
	放送・拡声設備	マイク・スピーカー、アンプ等の機器			◎		◎
		配管・配線等	○				◎
	インターホン設備	集合玄関機（エントランスで各世帯と話す機器）等			◎		◎
		上記以外の設備	○				◎
監視カメラ（ITV）設備	受像機（テレビ）、カメラ			◎		◎	
	配管・配線等	○				◎	
避雷設備	設備一式	○				◎	
火災報知設備	設備一式	○				◎	
給排水衛生設備	給排水設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		◎		◎	
		配管、高架水槽、受水槽、ポンプ等	○			◎	
	給湯設備	局所式給湯設備（電気温水器・湯沸器用）			◎		◎
		局所式給湯設備（ユニットバス用・床暖房用等） 中央式給湯設備	○				◎
	ガス設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備			◎		◎
		屋内の配管等	○				◎
衛生設備	設備一式（洗面器、大小便器等）	○				◎	
消火設備	消火器、避難器具、ホース及びノズル等			◎		◎	
	消火栓設備、スプリンクラー設備等	○				◎	
空調設備	空調設備	ルームエアコン（壁掛型）、特定の生産又は業務用設備		◎		◎	
		上記以外の設備	○			◎	
	換気設備	特定の生産又は業務用設備			◎		◎
上記以外の設備		○				◎	
その他の設備等	運搬設備	工場用ベルトコンベア		◎		◎	
		エレベーター、エスカレーター等	○			◎	
	厨房設備	顧客の求めに応じるサービス設備（飲食店・ホテル・百貨店等）、寮・病院・社員食堂等の厨房設備		◎		◎	
	洗濯設備	洗濯機・脱水機・乾燥機等の機器、顧客の求めに応じるサービス設備（ホテル等）、寮・病院等の洗濯設備		◎		◎	
		冷蔵・冷凍倉庫における冷却装置、ろ過装置、POSシステム、広告塔、ネオンサイン、文字看板、袖看板、簡易間仕切（衝立）、機械式駐車設備（ターンテーブルを含む）、駐輪設備、ゴミ処理設備、メールボックス、カーテン・ブラインド等		◎		◎	
外構工事	外構工事	工事一式（門・塀・緑化施設等）		◎		◎	

9. 償却資産の課税対象となる車両

大型特殊自動車にあたる車両は、償却資産の課税対象となるため、償却資産の申告が必要です。ナンバー登録の有無にかかわらず、全て申告してください。

(下記の表を参考に申告してください。)

※ただし、小型特殊自動車の場合は、軽自動車税の対象となるため、固定資産の課税対象にはなりません。

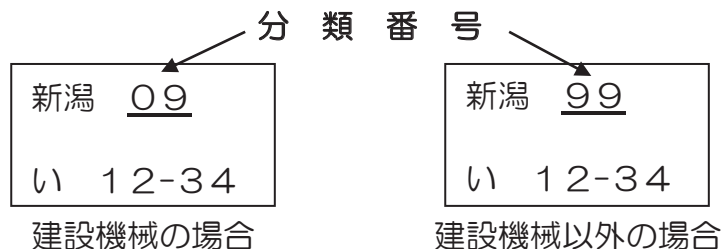
農耕作業用自動車をお持ちの方 (田植機、トラクター、コンバイン等)		左記以外の小型特殊自動車をお持ちの方 (フォークリフト、ショベルローダ等)	
スタート 		スタート 	
小型特殊自動車 【軽自動車税】	大型特殊自動車 【固定資産税】	小型特殊自動車 【軽自動車税】	大型特殊自動車 【固定資産税】
軽自動車の申告が必要となります。 新発田市役所 軽自動車税 窓口にて手続きを行いナンバープレートの交付を受けてください。	償却資産の申告が必要となります。 この手引きを参照し、申告してください。	軽自動車の申告が必要となります。 新発田市役所 軽自動車税 窓口にて手続きを行いナンバープレートの交付を受けてください。	償却資産の申告が必要となります。 この手引きを参照し、申告してください。
⚠ 乗用装置の有無と最高速度により、課税対象が軽自動車税と固定資産税(償却資産)とに区別されます。		⚠ 上記要件の数値が1つでも超えた場合は大型特殊自動車となり、償却資産の対象となります。	

【参考】大型特殊自動車の「分類番号」

大型特殊自動車でナンバー登録をしている場合の「分類番号」は次の通りです。

- (1) 建設機械：「0」、「00~09」、「000~099」
- (2) 建設機械以外のもの：「9」、「90~99」、「900~999」

(例)



【農耕作業用トレーラの判断基準】

農耕トラクターのみによりけん引され、農地における肥料・薬剤散布、耕うん、収穫等の農耕作業や農業機械等の運搬作業を行うために必要な構造を有する被けん引自動車。

例) マニユアスプレッタ(堆肥散布機)、スプレーヤ(薬剤散布機)

Ⅱ 償却資産の申告について

1. 償却資産を申告していただく方

毎年1月1日（賦課期日）現在において、新発田市内で工場や店舗などを経営している方や、駐車場やアパートなどを貸し付けているなどの事業を行っている方で、その事業のために使用することができる償却資産を所有されている方です（地方税法第383条「償却資産の申告」）。

⚠ 「前年中に資産の増加、又は減少がない」、「該当する資産がない」場合や、「廃業・解散・休業」等の場合でも申告が必要です。

2. 提出先及び提出期間

(1) 提出先

新発田市役所税務課（固定資産税）又は豊浦・紫雲寺・加治川の各支所窓口へ提出してください。

なお、申告書を郵送される場合で、受付印を押印した控えの返送を希望される場合は、切手を貼付し、返送先を明記した返信用封筒を必ず同封してください。

(2) 提出期間

令和6年1月4日（木）～1月31日（水）

提出期限間近になると受付窓口が混雑しますので、1月24日（水）までに提出していただきますようご協力をお願いします。

なお、期限を過ぎてからの申告は、延滞金が加算される場合があります。

(3) 提出上の注意点

- ア 資産の多少、免税点（課税標準額が150万円）を超える超えないにかかわらず、申告が必要です。
- イ 前年中に資産の増加、又は減少がない場合や休業・廃業、申告する資産がない場合でも、申告書の「18 備考」欄にその旨を記入して申告してください。
- ウ 減価償却済みの場合でも、事業の用に供している資産を所有している場合は申告が必要です。
- エ 申告書については、同じ内容のものを「提出用」と「控え用」として2部お送りしています。提出先に2部ともお持ちいただき、受付印押印後1部はご返却いたしますので、控えとして保管してください。
- オ 課税標準の特例適用申告、非課税申告、課税免除申請、減免申請について、適用が見込まれる場合は、関係書類を送付しますのでご連絡ください。
- カ 新発田市内に2か所以上の事業所がある方は、市内の事業所分をまとめて申告してください。
- キ マイナンバー制度の導入に伴い、申告書提出の際に本人確認・個人番号確認を行いますので、確認のできる書類のご用意をお願いいたします。法人の場合は法人番号の記載のみとなりますので、必要書類等はありません。（次ページ参照）
- ク マイナンバーが記載された書類を郵送提出する場合は、普通郵便による提出も受理いたしますが、漏えい、紛失等の事故を防止するため、できるだけ追跡可能な簡易書留などによる方法で提出してください。

〈参考〉償却資産申告における個人番号（マイナンバー）の取り扱いについて

本人が申告書を提出する場合

〈注意〉①・②どちらも必要です。

①番号確認

個人番号カード、通知カード

②本人確認

運転免許証、個人番号カード
健康保険の被保険者証等

※個人番号カードは1枚で番号確認と本人確認が行えます。

代理人が申告書を提出する場合

〈注意〉①・②・③全て必要です。

①申告者本人の個人番号の確認

申告者本人の個人番号カード又は、
通知カード（写し可）

②代理権の確認

委任状
※同封の委任状をお使いください。

③代理人の身元確認

代理人の運転免許証等
※代理人が税理士の場合は税理士証票

※郵送で申告書を提出される場合は、**必要書類の写しを同封してください**（委任状は原本を同封してください）。

※個人番号につきましては、法令の定めにより住民基本台帳により確認させていただき、固定資産税の賦課決定の事務に利用いたします。

※法人番号を記載した申告書を提出いただく場合やeLTAX(電子申告)による申告の場合には、本人確認資料の提示・添付は不要です。

3. 不申告、虚偽の申告をされた場合

不申告、虚偽の申告が確認された場合や申告漏れの場合には、地方税法第368条の規定により、不足税額の追徴（最長5年分までさかのぼることができます。）と合わせて、その不足税額に対する延滞金を加算して徴収することとなっています。

また、この申告は法律によって提出が義務付けられているもので、正当な理由がなく申告されなかったり、虚偽の申告をされた場合は、地方税法第385条及び第386条、並びに市税条例第63条の規定により過料又は罰金等を科せられることがあります。

4. 実地調査のお願い

新発田市では、地方税法第353条及び408条に基づき、償却資産の実地調査を行う場合があります。

実地調査の内容は、申告内容の確認のために「固定資産台帳」又は「減価償却費計算（明細）書」等の写しをご提出いただき、市の償却資産課税台帳と照合します。

市の職員が事務所等へ伺い、事務所備付けの固定資産課税台帳等の資料を調査させていただいたり、必要に応じて現物を確認させていただいたりすることがありますので、その際にご協力をお願いします。

なお、正当な理由がなく実地調査を拒否された場合は、地方税法第354条の規定により罰金等を科せられます。

また、実地調査に伴い修正申告をお願いした場合は、資産の取得時期により、現年度に限らず過年度についても課税標準額や税額の変更をすることがあります。

5. 課税標準の特例

地方税法第349条の3、地方税法附則第15条及び旧地方税法附則第64条に定める資産については、課税標準の特例が適用され、税負担の軽減が図られています。

該当資産をお持ちの方は、該当資産の種類別明細書摘要欄に「特例*/*」と記入し、特例該当資産であることを証明する関係書類を提出してください。

例：中小企業等経営強化法に基づく先端設備等

○特例適用申告書（市ホームページでダウンロードできます。P.15参照）

○『先端設備等導入計画に係る認定申請書』及び、『認定書の写し』

○工業会が発行する『生産性向上要件証明書』の写し

※リース会社が軽減措置を受ける場合は、『リース契約見積書』及び、『公益社団法人リース事業協会が確認した固定資産税軽減計算書』の写しも必要です。

◆主な課税標準の特例

※税制改正により変更になる場合があります。

特例対象資産	特例率	地方税法条項等
ガス事業用資産	最初の5年間1/3 次の5年間2/3	法第349条の3第2項
農業協同組合等共同利用設備	3年間1/2	法第349条の3第3項
公共の危害防止施設（汚水又は廃液の処理施設）	1/2	法附則第15条第2項1号
公共の危害防止施設（ごみ処理施設）	1/2	法附則第15条第2項2号
公共の危害防止施設（一般廃棄物最終処分場）	2/3	法附則第15条第2項3号
公共の危害防止施設（産業廃棄物処理施設）	1/2 又は 1/3	法附則第15条第2項4号
中小企業等経営強化法に基づく先端設備等 （令和5年3月31日までに取得）	3年間ゼロ	旧法附則第64条
中小企業等経営強化法に基づく先端設備等 （令和5年4月1日以降に取得）	3年間1/2 賃上げ表明ありの場合 5年間又は4年間1/3	法附則第15条第45項

6. 非課税

地方税法第348条に定める資産については、非課税の措置が講じられています。

該当資産をお持ちの方は、該当資産の種類別明細書摘要欄に「非課税」と記入し、非課税該当資産であることを証明する関係書類を添付のうえ「非課税申告書」を提出してください。

7. 減免措置

災害（暴風、豪雨、洪水、地震、地すべり、その他異常な自然現象、又は火災により生ずる被害）により損害を受けた場合、損害の程度が一定以上のものについて、固定資産税が減免されます。

該当資産をお持ちの方は、納税通知書を受け取った日以後、「減免申請書」に関係書類を添付のうえ、申請していただくことになります。

8. 償却資産の評価方法

申告していただいた資産を1品ずつ、取得時期、取得価額及び耐用年数をもとに計算し、評価額を算出します。

ア 前年中に取得したもの

$$\boxed{\text{取得価額}} \times \boxed{\text{前年中取得のものの減価残存率}} = \boxed{\text{評価額}}$$

イ 前年前に取得したもの

$$\boxed{\text{前年度評価額}} \times \boxed{\text{前年前取得のものの減価残存率}} = \boxed{\text{評価額}}$$

以後、毎年この方法により計算し、評価額が取得価額の5%になるまで償却します。
 なお、評価額が取得価額の5%未満になる場合は、最低限度の5%として留めます。

◆減価残存率

耐用年数	減価率 r	減価残存率		耐用年数	減価率 r	減価残存率		耐用年数	減価率 r	減価残存率	
		ア 前年中 取得したもの 1-r/2	イ 前年前 取得したもの 1-r			ア 前年中 取得したもの 1-r/2	イ 前年前 取得したもの 1-r			ア 前年中 取得したもの 1-r/2	イ 前年前 取得したもの 1-r
1				13	0.162	0.919	0.838	25	0.088	0.956	0.912
2	0.684	0.658	0.316	14	0.152	0.924	0.848	26	0.085	0.957	0.915
3	0.536	0.732	0.464	15	0.142	0.929	0.858	27	0.082	0.959	0.918
4	0.438	0.781	0.562	16	0.134	0.933	0.866	28	0.079	0.960	0.921
5	0.369	0.815	0.631	17	0.127	0.936	0.873	29	0.076	0.962	0.924
6	0.319	0.840	0.681	18	0.120	0.940	0.880	30	0.074	0.963	0.926
7	0.280	0.860	0.720	19	0.114	0.943	0.886	35	0.064	0.968	0.936
8	0.250	0.875	0.750	20	0.109	0.945	0.891	40	0.056	0.972	0.944
9	0.226	0.887	0.774	21	0.104	0.948	0.896	45	0.050	0.975	0.950
10	0.206	0.897	0.794	22	0.099	0.950	0.901	50	0.045	0.977	0.955
11	0.189	0.905	0.811	23	0.095	0.952	0.905	55	0.041	0.979	0.959
12	0.175	0.912	0.825	24	0.092	0.954	0.908	60	0.038	0.981	0.962

◆評価計算例

例えば・・・ 令和5年5月取得、取得価額 700,000円、耐用年数3年の資産の場合

(参考) 耐用年数3年 前年取得残存率：0.732 前年前取得残存率：0.464

令和6年度	⇒	700,000円	×	0.732	=	512,400円
令和7年度	⇒	512,400円	×	0.464	=	237,753円
令和8年度	⇒	237,753円	×	0.464	=	110,317円
令和9年度	⇒	110,317円	×	0.464	=	51,187円
令和10年度	⇒	51,187円	×	0.464	=	23,750円 < 35,000円

*この場合、令和10年度で算出額が取得価額の5% (35,000円) を下回るため、令和10年度以降は、35,000円となります。

9. 税額

(1) 課税標準額

各資産の評価額を合計した額が **【課税標準額】** となります。

(課税標準の特例を受ける資産がある場合は異なります。)

(2) 税額の計算

課税標準額 (1,000円未満切捨て) に税率を乗じた額 (100円未満切捨て) が **【税額】** となります。

$$\boxed{\text{課税標準額(1,000円未満切捨て)}} \times \boxed{\text{税率(1.4\%)}} = \boxed{\text{税額(100円未満切捨て)}}$$

[例] 土地・家屋・償却資産の課税標準額の合計が21,087,552円の場合
 $21,087,000 \times 1.4\% = \underline{295,200}$ 円 (税額/年)

(3) 免税点

償却資産の課税標準額が免税点（150万円）未満の場合は、償却資産にかかる固定資産税は課税されません。

⚠ 資産の多少、免税点を超える超えないにかかわらず申告が必要です。

(4) 納期

固定資産税の年税額は4期（4月、7月、12月、2月）に分けて、土地・家屋分と合算して納めていただきます。（納期限日が休日の場合、納期は翌日になります。詳しい納期は、納税通知書に記載されています。）

10. 耐用年数表（抜粋）

○構築物

構造・用途	細目	耐用年数
広告用	金属造のもの	20
	その他のもの	10
緑化施設	工場緑化施設	7
	その他の緑化施設及び庭園	20
冷暖房通イラ	冷暖房設備（冷凍機出力2.2kw以下）	13
	その他のもの	15
舗装道路	コンクリート敷、ブロック敷	15
	アスファルト敷	10
	ビジュアルス敷	3
前掲以外	主として金属製のもの	18
	その他のもの	10

○機械及び装置

構造・用途	細目	耐用年数
	農業用設備	7
	食料品製造業用設備	10

○工具、器具及び備品

構造・用途	細目	耐用年数
	測定検査工具	5
	治具・取付工具	3
家具・電気機器・ガス機器及び家庭用品	事務机、椅子、キャビネット	
	主として金属製のもの	15
	その他のもの	8
	応接セット	
	接客業用のもの	5
	その他のもの	8
	陳列棚、陳列ケース	
	冷凍機付、又は冷蔵機付のもの	6
	その他のもの	8
	その他の家具	
	接客業用のもの	5
	その他のもの	
	主として金属製のもの	15
	その他のもの	8
	ラジオ、テレビ、テープレコーダー、その他音響機器	5
	冷房用、又は暖房用機器（エアコン等）、冷蔵庫、洗濯機	
	その他類の電気機器、ガス機器	6
	じゅうたん、その他類の床用敷物	3
	その他のもの	6
	室内用装飾品	
	主として金属製のもの	15
	その他のもの	8
	食事又は厨房用品	
陶磁器製・ガラス製のもの	2	
その他のもの	5	
その他のもの		
主として金属製のもの	15	
その他のもの	8	

構造・用途	細目	耐用年数
事務・通信機	電子計算機	
	パソコン（サーバー用を除く）	4
	その他のもの	5
	複写機、計算機、レジスター、タイムレコーダー	
	テレタイプレコーダー、ファクシミリ	5
	その他類の事務機器	
	電話設備、その他の通信機器	
	デジタル構内交換設備	6
	その他のもの	10
時計		10
光学・写真製作機器	カメラ、映写機、望遠鏡	5
	焼付機、乾燥機、顕微鏡	8
看板・広告器具	看板、ネオンサイン及び気球	3
	マネキン人形及び模型	2
	その他のもの	
	主として金属製のもの	10
	その他のもの	5
金庫	手さげ金庫	5
	その他のもの	20
理容・美容機器	理容・美容椅子、洗髪設備、ドライヤー	
	タオル蒸器、その他のもの	5
医療機器	レントゲン、その他電子装置使用機器	
	移動式のもの	4
	その他のもの	6
	消毒殺菌用機器	4
	手術機器	5
	調剤機器	6
	歯科診療用ユニット	7
	光学検査機器	
ファイバースコープ	6	
	その他のもの	8
演劇	パチンコ器、その他これらに類する球戯用具	2
	碁、将棋、麻雀、遊戯具	5
前掲以外	衣装	2
	楽器、自動販売機	5
	除雪機	10

上記の耐用年数表は、総務省の法令データ提供システムから「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」で検索できます。

Ⅲ 償却資産の申告書の書き方

1. 前年度までに申告されている方（自社電算システムでの申告を除く）

令和5年1月2日から令和6年1月1日までの間に増加、又は減少した資産を申告してください。

また、前年度以前の種類別明細書に記載の漏れた資産も申告の対象となります。

区分	提出書類	注意事項
資産の増減のある方	償却資産申告書 種類別明細書	種類別明細書ですべての申告をする場合は、種類別明細書（増加資産用）の提出は必要ありません。 申告書「18 備考」欄に「 資産の増加あり 」、「 資産の減少あり 」、「 資産の増減あり 」と記入してください。
資産の増減のない方		申告書「18 備考」欄に「 資産の増減なし 」と記入してください。
事業を廃業（休業）等された方		申告書「18 備考」欄に「 廃業、解散、転出 」等の旨とその年月日を記入してください。

⚠ 新発田市では、種類別明細書（減少資産用）はありません。

減少資産がある場合は、種類別明細書の該当する資産を赤字で抹消し、減少事由・区分欄の該当する番号を○で囲んでください。（P.18参照）

2. 初めて申告される方

令和5年1月2日以降に新たに事業を始められた方や、一昨年まで資産がなく令和5年1月2日以降新たに資産を取得した場合などは、該当する全資産を申告してください。

区分	提出書類	注意事項
申告資産のある方	償却資産申告書 種類別明細書	申告書「18 備考」欄に「 新規 」と記入してください。
申告資産のない方	償却資産申告書	申告書「18 備考」欄に「 該当資産なし 」と記入してください。

⚠ 新発田市のホームページから申告の手引き、申告書等の様式をダウンロードできます。
<https://www.city.shibata.lg.jp> 検索バナーから「償却資産」と検索し、「償却資産の申告について」内からできます。

3. 自社電算システムで申告される方

事業所独自（自社電算システム）の申告書を使用される方は、地方税法施行規則で定められた様式により、全資産について申告してください。

また、申告内容について、増加・減少資産が一目でわかるように申告してください。

⚠ 新発田市から送付した申告書をお持ちの場合は、所有者確認のため必ず一緒に提出してください。

4. 電子申告【eLTAX（エルタックス）】で申告される方

地方税法施行規則で定められた様式により、全資産について申告してください。

また、申告内容について、増加・減少資産が一目でわかるように申告してください。



eLTAX（エルタックス 地方税ポータルシステム）は、所定の手続に従い、パソコンで申告データを送信する方法です。
送信された申告データは、地方税ポータルセンタを通じて新発田市に配信されます。
詳しくは、地方税共同機構（<https://www.eltax.lta.go.jp>）をご覧ください。

5. 償却資産申告書 記載例

【住所・氏名】

今初めて申告される方は、住所・氏名（法人は社名、代表者氏名）・電話番号を記入してください。
それ以外の方は、所有者の住所・氏名（法人は社名）を印字してあります。
電話番号、所有者が法人の場合は代表者の氏名を記入してください。
住所・氏名に変更のある場合は抹消線を引き、余白に正しい内容を記載してください。

【提出日・申告年度】
申告書の提出日、申告年度の記入をしてください。

令和 6 年 1 月 14 日

令和 6 年度

新発田市長 様

償却資産申告書（償却資産課税台帳）

〒957-8686 新潟県新発田市中央町3丁目3番3号

住所

（又は納税通）

所有者

（電話） 0254-22-3030

株式会社 平成酒造
代表取締役 新発田 太郎
（電話番号）

【個人番号・法人番号】
個人番号もしくは法人番号を記入してください。

【事業種目・事業開始年月】
事業種目及び事業開始年月を記入してください。

【応答者】
この申告書について応答される方の部署、氏名及び電話番号を記入してください。

【税理士等の氏名】
税理士等に経理を委託されている場合は、その税理士等の氏名及び電話番号を記入してください。

【短縮耐用年数の承認等】
該当するものを〇で囲んでください。
8・9において「有」に該当する場合は、国税に附ける届出書の写し等を添付してください。

【資産の所在地】
資産の所在地及び屋号を記入してください。
また、新発田市内に所在地が2か所以上ある場合は、それぞれの所在地を記入し、その主たる番号を〇で囲んでください。

【借用資産（有・無）】
該当する方を〇で囲み、借用資産のある場合は、貸主の名称等を記入してください。

【事業用家屋の所有区分】
該当する方を〇で囲み、借用資産のある場合は、貸主の名称等を記入してください。

【備考（添付書類等）】
次のような事項を記入してください。
資産の増減について
前年に資産の増減のある方は、「資産の増加（減少・増減）あり」と記入してください。
廃業・解散・転出等について
前年以前に廃業・解散・転出等があった場合は、その旨と年月日を記入してください。
所有者に異動があった場合について
住所・名称に異動があった場合は、旧住所・旧氏名と年月日を記入してください。
※その他、この申告に必要な事項について記入してください。

第二十六号様式（提出用）

※所有者コード	
8 短縮耐用年数の承認	有・無
9 増加償却の届出	有・無
10 非課税核当資産	有・無
11 課税標準の特例	有・無
12 特別償却又は圧縮記帳	有・無
13 税務会計上の償却方法（定率法・定額法）	有・無
14 青色申告	有・無

15 市(区)町村内 ① 新発田市中央町3丁目3番3号	15 市(区)町村内 ② 新発田市乙次281番地2	16 借用資産 (有・無)	17 事業用家屋の所有区分 自己所有・借家
③ 新発田市福荷岡2361番地	貸主の名称等	株式会社 固定リース (コピー機、FAX)	

18 備考（添付書類等）	資産の増減あり
--------------	---------

資産の種類	取 得 価 値		評 価 額	決 定 価 格	課 税 額
	(イ) 前年取得したもの	(ロ) 前年中に取得したもの			
1 構築物	1 000 000	1 000 000	1 000 000		
2 機械及び装置		2 400 000	2 400 000		
3 船舶					
4 航空機					
5 車両及び運搬用具					
6 工具、器具及び備品					
7 合 計	1 217 000	3 535 000	4 000 000	600 000	1 817 000
7 合 計	28 918 001	3 535 000	4 000 000	600 000	29 383 001

記入する必要はありません

※ただし、自社電算処理による申告をされる方は記入してください。

【取得価額】

前年前に取得したもの(イ) 令和5年1月1日現在における償却資産の取得価額の合計を資産の種類別に記入してください。
今回初めて申告される方は、令和5年1月1日以前に取得した資産の取得価額の合計を種類別に記入してください。
前年中に減少したもの(ロ) 令和5年1月2日から令和6年1月1日までに減少した資産の取得価額の合計額を、資産の種類別に記載してください。
前年中に取得したもの(ハ) 令和5年1月2日から令和6年1月1日までに取得した資産の取得価額の合計額を、資産の種類別に記載してください。
計((イ)-(ロ)+(ハ)) (二) (イ)-(ロ)+(ハ) によって算出した取得価額の合計額を、資産の種類別に記載してください。

7. 種類別明細書 記載例

※前年中に異動のあった資産

今回初めて申告される方には、この用紙は同封されていません。

○この明細書は、これまでに申告のあった資産が印字されています。

○新発田市には減少資産用の申告書はありません。減少資産がある場合は、種類別明細書の該当する資産を赤字で抹消し減少事由・区分を記入してください。

○種類別明細書の空欄を活用して増加資産の申告をされる場合は、「6 種類別明細書（増加資産用）」(P.17)の提出は必要ありません。

■修正資産

住所 新潟県新発田市中央町3丁目3番3号
氏名 有限会社 平成農事

PAGE 1 所有者コード 123456789

資産番号	種類	資産の名称等 (名称・形式及び規格)	数量	取得時期 年月	耐用年数	改正耐用年数	取得価額 十億 百万 千 円	減価残存率	本年度評価額 十億 百万 千 円	特例適用率	特例コード	増加事由	減少事由	区分	摘要
0000000001	2	乾燥機	1	11/8	7		2,550,000	0.720	1,275,000	/		1-2 3-4	1-2 3-4	1 2	取得時期修正
0000000002	2	ドライバハロー	1	4/9	4	7	350,000	0.720	175,000	/		1-2 3-4	1-2 3-4	1 2	耐用年数誤り(当初から記載誤り)
0000000003	2	糶すり機	1	4/15	8	7	500,000	0.794	354,620	/		1-2 3-4	1-2 3-4	1 2	

【摘要】

課税標準の特例、非課税、減免に該当する資産がある場合、「特例」、「非課税」、「減免」と記入してください。また、必要に応じて適用条項等を記入してください。
その他当該資産の価格の決定に当たって必要な事項があれば記入してください。

※印字されている内容に修正がある場合は、修正箇所が一目でわかるように該当する資産番号を○で囲み、修正箇所を赤字で抹消し、その上に正しい名称、数値等を記入し、摘要欄に修正した理由、年月日等を記入してください。

■減少資産（全部減少・一部減少）

0000000001	2	乾燥機	1	4/9	7		2,550,000	0.720	1,275,000	/		3-4	3-4	2	
0000000002	2	ドライバハロー	1	4/9	4	7	350,000	0.720	175,000	/		1-2 3-4	1-2 3-4	1 2	令和5年4月10日除去
0000000003	2	コンベアー	1	4/10	11		1,125,000	0.811	112,500	/		1-2 3-4	1-2 3-4	1 2	令和5年11月28日1台除去

【減少事由・区分】

該当する番号を○で囲んでください。

(減少事由)
1 売却 2 滅失 3 移動 4 その他
(減少区分)
1 全部 2 一部

※資産が減少(全部又は一部)した場合は、修正箇所が一目でわかるように該当する資産番号を○で囲み、赤字で抹消し、減少事由・区分及び摘要欄にその理由、年月日等を記入してください。

■増加資産

0000000001	1	アスファルト舗装	1	5/5	10		2,550,000	0.897		/		1-2 3-4	1-2 3-4	1 2	
0000000002	2	自動梱包機	2	4/25	2	12	350,000	0.825				1-2 3-4	1-2 3-4	1 2	令和5年9月21日 東京本社より
0000000003	6	電気冷蔵庫	1	4/25	5	6	500,000	0.681				1-2 3-4	1-2 3-4	1 2	申告漏れ

【増加事由】

該当する番号を○で囲んでください。

(増加事由)
1 新品取得
2 中古品取得
3 移動による受け入れ
4 その他

【種類】

各資産に応じた数字を記入してください。

- 構築物
- 機械及び装置
- 船舶
- 航空機
- 車両及び運搬具
- 工具・器具及び備品

【資産の名称等】

該当資産の名称、形式及び規格等を記入してください。4ケタ以上の場合は、資産の名称等の欄に使用し左つめて記入してください。20字を超える場合は、20字以内に省略してください。

【数量】

3ケタ以内で記入してください。4ケタ以上の場合は、資産の名称等の欄に数量を記入し、数量欄には1と記入してください。

- 明治
- 大正
- 昭和
- 平成
- 令和

【取得時期】

取得した年月を記入してください。年号はそれぞれに印字した数字を記入してください。(P.14を参照してください。)

【耐用年数】

減価償却資産の耐用年数表に関する法令(財務省令)別表第1、別表第2、別表第5及び別表第6に掲げる耐用年数を記入してください。

【取得価額】

資産を取得するために要した金額(取引金額、荷役費、手数料等を含む)を記入してください。圧縮記帳は、償却資産の評価上認められていませんので、圧縮前の実際の取得価額を記入してください。改良費等の支出は、本体と区分して記入してください。

IV 償却資産 よくある質問

問① 償却資産申告書が送られてきましたが、何を申告すればよいのですか？

答① 事業のために使用している資産を毎年1月31日までに申告してください。会社や個人で工場・事務所・店舗・アパート・駐車場などを経営されている方が、事業のために使用している構築物、機械・器具及び備品などの資産を「償却資産」といい、土地や家屋と同じように固定資産税が課税されます。新発田市内に償却資産を所有されている方は、毎年1月1日現在の資産の所有状況を申告していただくことになっています（地方税法第383条「固定資産の申告」）。

問② 償却資産の納税義務者は誰になりますか？

答② 償却資産の納税義務者は、償却資産の所有者です。固定資産税は、原則として固定資産の所有者に課税されます。

問③ わずかな償却資産しか持っていないので、課税されないと聞きました。申告の必要がありますか？

答③ 申告は必要です。資産の多少、免税点（150万円）を超える超えないにかかわらず、申告をお願いします。

問④ 償却資産の増減がないのですが、償却資産の申告は必要ですか？

答④ 申告が必要です。申告書「18 備考」欄に「資産の増減なし」と記入し、申告してください。

問⑤ 使っていない資産も申告は必要ですか？

答⑤ 申告は必要です。現に事業の用に供することができる資産であれば、償却資産として申告の対象になります。使用していない未稼働資産や遊休資産であっても申告をお願いします。

問⑥ 事業を廃業しました。償却資産の申告は必要ですか？

答⑥ 申告は必要です。申告書「18 備考」欄に「廃業、解散、転出」等の旨とその年月日を記入し、申告してください。

問⑦ 申告をした内容に、誤っているところがありました。どうすればよいですか？

答⑦ 修正申告をお願いします。その場合、修正する資産・取得価額・耐用年数等記載内容を赤字で抹消し、その上に正しく記入し提出してください。

問⑧ 取得価額とは、資産の購入代金のことですか？

答⑧ 他から購入した場合は、購入金額に付帯費の額を加えた金額をいいます。付帯費とは、取引運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、据付費など、その資産を使えるようにするために、直接必要だった費用の額をいいます。自分で建設、製作、製造した場合は、そのための原材料費、労務費、経費に付帯費の額を加えた金額をいいます。（※消費税の取り扱いについては、会計上選択されている経理方式に合わせてください。）

問⑨ 印刷機械をリースにより導入しました。この場合における償却資産の申告・納税は、リース期間中は当社とリース会社のどちらになるのでしょうか？

答⑨ 償却資産の納税義務者（申告対象者）は、賦課期日（1月1日）現在において、償却資産を所有している方となります。そのため、ただ単に償却資産のリースを受けている場合は、その資産の所有権はリース会社にありますので、申告・納税義務はリース会社にあります。なお、リース期間終了後に無償で譲渡されることを条件に借りている場合や、所有権留保付割賦販売の場合は、最終的所有者となる貴社が申告・納税をしてください。

問⑩ 償却資産の評価額は、耐用年数を経過すれば、直ぐに取得価額の5%に相当する額になるのですか？

答⑩ 耐用年数を経過しても、直ぐに評価額が取得価額の5%に相当する額になるわけではありません。耐用年数に応じる減価率に基づき計算した結果が、取得価額の5%以下になった時点で、取得価額の5%に相当する額として評価することになります。また、その資産を事業の用に供している限り、必ず一定の価値があると見なされるため、評価額は取得価額の5%から下回ることはありません。

